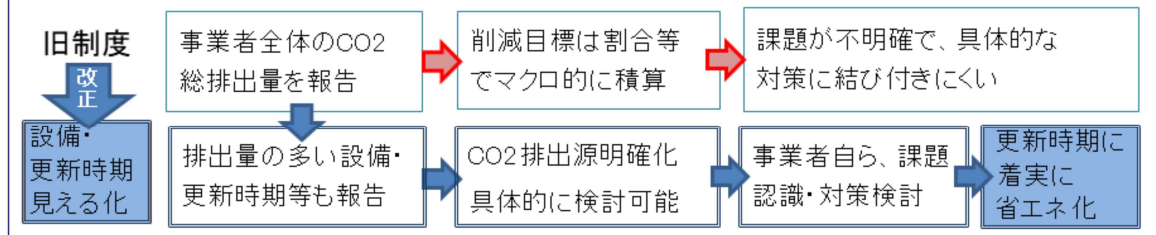
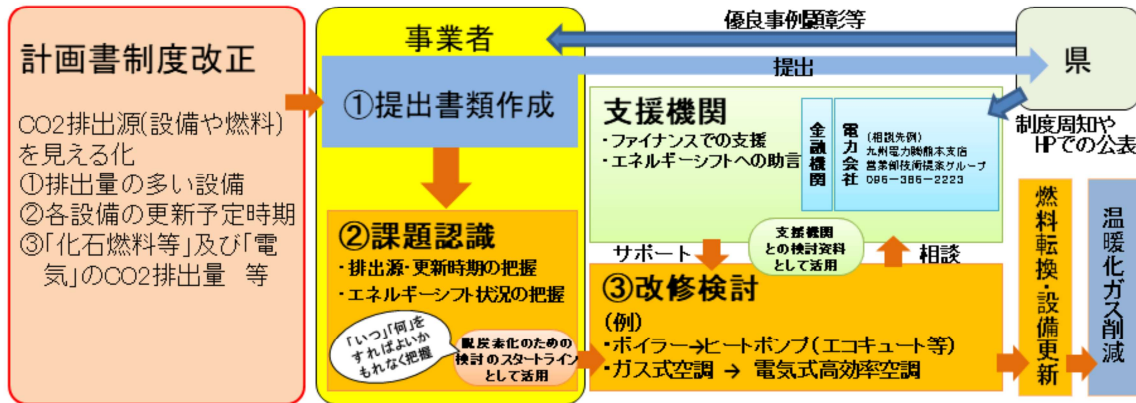


制度改正内容(課題や対策の見える化)

●CO2総排出量だけでなく、CO2を排出する設備、更新時期、燃料等のゼロカーボンに向けた課題を見える化し、設備更新、燃料転換が適切になされるよう促す。



<イメージ図>



最初に、計画書制度改正の内容の概要を説明します。

事業活動温暖化対策計画書制度は、「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」に基づき、事業活動に伴い排出されるCO2の削減目標及び排出状況等を県に報告する制度で、平成22年度に開始されました。

事業者による自主的かつ計画的な排出削減対策の実施を促すための制度として、対象となる事業者等にCO2総排出量の報告を求めています。しかしながら総排出量だけでは、削減目標もマクロ的に積算することとなり、削減計画も総論的に留まるため、課題が不明瞭で、具体的なCO2排出源の把握や対策に結び付きにくい制度でした。

そこで、令和5年3月末改正によって、様式が変更となり、CO2を排出する設備、更新時期、燃料等のゼロカーボンに向けた課題を見える化し、更新時期に、設備更新、燃料転換が適切になされるよう促す制度となったところです。

改正後の計画書制度のイメージですが、計画書制度の改正により、『排出量の多い設備』『各設備の更新予定時期』『「化石燃料等」及び「電気」のCO2排出量』等が明確になり、CO2排出源(設備や燃料)を見える化できるようになりました。

そのため事業者としては、提出書類を作成し、県に提出するだけにとどまらず、作成した計画書や状況報告書により、CO2排出源や設備の更新時期、エネルギーシフト状況の把握することで、自らの課題認識に繋げることができます。

つまり「いつ」「何」をすればよいか、もれなく把握できますので、作成した計画書等を脱炭素化のための検討のスタートラインとして活用することが可能です。

さらに課題認識の次は、具体的な設備の改修検討のフェーズに入られるかと思えます。その際に、支援機関から様々な相談やサポートを受けたいといった場面も出てくるかと思えます。例えば、金融機関からのファイナンスでの支援や、電力会社からのエネルギーシフトへの助言といった、支援機関からのサポートを受ける際の検討資料としても作成した計画書等を、活用することが可能です。

県としても、こういった支援機関に、制度周知やHPでの公表を通じた情報提供を行い、少しでも皆様の相談がスムーズに進むように働きかけたいと思えます。このように様々な場面で、計画書制度の活用ができますので、適切な燃料転換や設備更新、ひいては温暖化ガス削減に繋げていただければと思います。

## 【1】提出方法について

### ●提出書類

計画書・変更計画書・報告書は規則第1号様式により提出するものとする。

ただし、自動車運送事業者にあつては、計画書の別表1-④及び2-④の提出は不要とする。

<大規模エネルギー使用事業者、特定事業者以外の事業者> <自動車運送事業者、特定事業者以外の事業者(自動車運送事業者)>

計画書・変更計画書		報告書		計画書・変更計画書		報告書	
別記第1号様式	別記第1号様式	別記第1号様式	別記第1号様式	別記第1号様式	別記第1号様式	別記第1号様式	別記第1号様式
別表1-①	別表2-①	別表1-①	別表2-①	別表1-①	別表2-①	別表2-①	別表2-①
別表1-②	別表2-②	別表1-②	別表2-②	別表1-②	別表2-②	別表2-②	別表2-②
別表1-③	別表2-③	別表1-③	別表2-③	別表1-③	別表2-③	別表2-③	別表2-③
別表1-④	別表2-④	別表1-④は不要	別表2-④は不要	別表1-④は不要	別表2-④は不要	別表2-④は不要	別表2-④は不要

※ 経過措置として、改正前に提出された計画書の計画期間中は、旧様式での報告が可能。

### ●提出期限

#### (1) 計画書・変更計画書の提出

計画書は、計画期間ごとに作成し、計画期間の初年度の8月末日までに提出。変更計画書は随時。

#### (2) 報告書の提出

報告書は、計画期間中の毎年度について作成し、報告対象年度の翌年度の8月末日まで提出。

### ●提出方法

原則、熊本県・市町村共同システム「電子申請サービス」によるものとする。

【熊本県・市町村共同システム「電子申請サービス」URL】

[https://s-kantan.jp/pref-kumamoto-u/offer/offerList\\_initDisplay.action](https://s-kantan.jp/pref-kumamoto-u/offer/offerList_initDisplay.action)

※『事業活動温暖化対策』で検索し、該当の提出物を選択してください。

2

次に、書類の提出方法についてです。

今回の改正により計画書・変更計画書・報告書は、規則第1号様式に統合されましたので、いずれの書類を提出される場合も、規則第1号様式を使用いただければと思います。

但し、自動車運送事業者にあつては、別表1-④及び2-④（設備更新計画や更新状況の一覧）の提出は不要です。任意で提出される特定事業者以外の事業者の方も、自動車運送事業者にあたる場合は、同様に別表1-④及び2-④（設備更新計画や更新状況の一覧）の提出は不要です。

なお、今回の改正では経過措置が設けられております。改正前に提出された計画書の計画期間中は、旧様式での報告が可能です。なお、計画期間が終了し、新しい計画を立てられる場合又は、計画の変更を行われる場合は、新様式での提出となります。その際は、新しい計画を新様式で、計画期間の最終年度の報告を旧様式で提出いただく形となります。

また改正前に提出された計画期間中でも、任意で新様式での提出が可能ですので是非ご活用ください。その場合、一旦、新様式で変更計画書を提出いただく必要があります。

提出期限については、改正後も変更はありません。提出が必要な年度の、8月末日までの提出となります。

提出方法については、今回原則、熊本県・市町村共同システム「電子申請サービス」によるものとなりました。規則第1号様式をPDF等に変換せずに、エクセルファイルのまま提出ください。記載の「電子申請サービス」のURLは、サービス全体のトップページとなりますので、検索欄から『事業活動温暖化対策』で検索いただくと、本制度に係る提出物が表示されます。該当の提出物を選択し、提出ください。

## 【2】様式の改正箇所、作成・活用方法について

⇒別記第1号様式を参照ください。

### 事業活動温暖化対策(変更)計画書、事業活動温暖化対策実施状況報告書の様式を統合

- 該当する提出書類を、チェックボックスで選択可。
- CO2総排出量だけでなく、「燃料等」及び「電気」のCO2排出量が見える化。
- 基準年度は、原則として熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく地球温暖化対策推進計画の基準年度である「2013年度(平成25年度)」とするが、事業者が定める地球温暖化対策に係る計画において別に定める基準年度がある場合は当該年度を基準年度とすることができる。

別記第1号様式(第6頁～第11頁) 提出書類に記入してください。 事業者は、計画期間内に計画を修正する場合は本表を修正し、計画期間終了以降は必ず提出書類に提出してください。

事業活動温暖化対策計画書  
 事業活動温暖化対策変更計画書  
 事業活動温暖化対策実施状況報告書

熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第25条第1項(事業者)に該当する事業者(大規模工場等・常用事業者) 2014年度  
 熊本県地球温暖化の防止に関する条例施行規則第25条第2項(特定事業者) 自前年度の  
 特定事業者以外の事業者 計画期間は任意(最大5年間)で設定

年度区分	排出の状況及び目標			排出量等の実績		
	基準年度 ( )年度	前年度 ( )年度	目標年度 ( )年度	( )年度	( )年度	( )年度
①排出量	燃料及び熱					
	電気					
	削減率・増減率 【基準年度比】		%	%	%	%
	②補充的手段によ					

県HPの公表範囲

それでは、具体的な様式の改正箇所、作成・活用方法について説明します。  
適宜、別記第1号様式を参照ください。

今回、事業活動温暖化対策(変更)計画書、事業活動温暖化対策実施状況報告書の様式を統合しました。別記第1号様式1ページ目と2ページ目の上部に、該当する提出書類をチェックするボックスがございますので、該当するものを選択いただき、提出をお願いします。なお、県HPでの公表範囲ですが、別記第1号様式の2ページ目と3ページ目を公表します。こちら改正前の公表範囲と大きな変更はございません。

また排出量の欄では、CO2総排出量だけでなく、「燃料等」及び「電気」のCO2排出量も見える化されるようになっております。自社のエネルギーシフト状況の把握にご活用ください。

なお、基準年度については、原則として熊本県地球温暖化の防止に関する条例に基づく地球温暖化対策推進計画の基準年度である「2013年度(平成25年度)」とするよう改正されました。もし困難な場合は、事業者が定める計画において別に定める基準年度を、計画書の基準年度とすることも可能です。

## 【2】様式の改正箇所、作成・活用方法について

### 別記第1号様式に、「作成支援様式」を統合

- 事業所ごとの「燃料等」及び「電気」のCO<sub>2</sub>排出量を、見える化。計画期間内の年度間比較も容易。
- 二酸化炭素排出量が事業者合計のおおむね1割以下の事業所は、同種の事業所をまとめて記入することができる。

< 計画 >

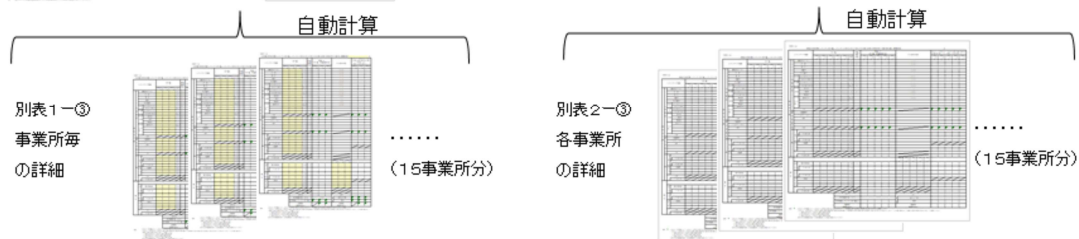
別表1-① 事業所全体の排出量

別表1-② 事業所毎の排出量

< 報告 >

別表2-① 事業所全体の排出量

別表2-② 事業所毎の排出量



**事業所毎の排出量や、計画期間における推移を一括して把握し、非化石エネルギー等への転換の検討材料や、支援機関との相談等のための基礎資料として活用できる。**

4

次に別表について、説明します。

以前はファイルが分かれておりましたCO<sub>2</sub>排出量選定のための作成支援様式も、別記第1号様式の別表として統合されております。また別表の値は、自動転記により、別記第1号様式に反映されます。

この統合より、事業所ごとの「燃料等」及び「電気」のCO<sub>2</sub>排出量を、毎年のデータを蓄積しながら見える化ができますので、計画期間内の年度間比較も容易となりました。

別表の構成ですが、計画については、エクセルファイルのシートの『別表1-①』が事業所全体の排出量を表すシートです。『別表1-②』が事業所毎の排出量の一覧をまとめたシートになります。そして『別表1-③』が事業所毎の詳細のシートとなります。実際にデータ入力いただくのは、『別表1-③』の色付きセルになりまして、『別表1-①』と『別表1-②』は、『別表1-③』の数値が自動計算により反映されるようになっております。但し、『別表1-②』の事業所の所在地は、入力が必要です。

また『別表1-③』は、最大15事業所分入力することができます。使用されないシートについては、未使用空欄のままご提出ください。なお、二酸化炭素排出量が事業者合計の概ね1割以下の事業所は、同種の事業所をまとめて記入することができます。

報告も同様の構成になっており、エクセルファイルのシートの『別表2-①』が事業所全体の排出量を表すシートです。『別表2-②』が事業所毎の排出量の一覧をまとめたシートになります。そして『別表2-③』が事業所毎の詳細のシートとなります。こちらも同様に『別表2-③』の色付きセルに入力いただいた値が、自動計算されて『別表2-①』と『別表2-②』に、反映されます。

このように、最終的には一つのエクセルファイルに、計画と、その計画期間の状況報告が、すべてまとめられることとなります。そのため計画書及び状況報告書を参照していただくことで、事業所毎の排出量や、計画期間における推移を一括して把握することや、非化石エネルギー等への転換の検討材料や、支援機関との相談等のための基礎資料としての活用も可能です。



## 【2】様式の改正箇所、作成・活用方法について

### 省エネ法・温対法改正に合わせ、エネルギーの種類、熱量換算係数及び排出係数を変更

- 原油換算エネルギー使用量及び、エネルギー起源の二酸化炭素の排出量の算定に用いる熱量については、令和5年度に改正した『エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第4条』に規定する方法により、換算する。
- 温室効果ガス算定排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第7条に規定する方法により算定。

エネルギーの種類	熱量換算係数	エネルギーの種類	熱量換算係数
揮発油(ガソリン含)	33.4 GJ/kl	石炭	
灯油	36.5 GJ/kl	原料炭(輸入原料炭)	28.7 GJ/t
軽油	38.0 GJ/kl	一般炭(輸入一般炭)	26.1 GJ/t
A重油	38.9 GJ/kl	無煙炭(輸入無煙炭)	27.8 GJ/t
B・C重油	41.8 GJ/kl	木質廃材	17.1 GJ/t
石油ガス		バイオディーゼル	35.6 GJ/kl
液化石油ガス(LPG)	50.1 GJ/kl	RPF	26.9 GJ/t
石油系炭化水素ガス	46.1 GJ/kl	電気事業者からの買電	8.64 GJ/千kWh
可燃性天然ガス			
液化天然ガス	54.7 GJ/t		
その他可燃性天然ガス	38.4 GJ/千m3		

#### ● 新様式に記載のエネルギーの熱量換算係数

エネルギーの種類	熱量換算係数	エネルギーの種類	熱量換算係数
揮発油(ガソリン含)	33.4 GJ/kl	石炭	
灯油	36.5 GJ/kl	原料炭(輸入原料炭)	28.7 GJ/t
軽油	38.0 GJ/kl	一般炭(輸入一般炭)	26.1 GJ/t
A重油	38.9 GJ/kl	無煙炭(輸入無煙炭)	27.8 GJ/t
B・C重油	41.8 GJ/kl	木質廃材	17.1 GJ/t
石油ガス		バイオディーゼル	35.6 GJ/kl
液化石油ガス(LPG)	50.1 GJ/kl	RPF	26.9 GJ/t
石油系炭化水素ガス	46.1 GJ/kl	電気事業者からの買電	8.64 GJ/千kWh
可燃性天然ガス			
液化天然ガス	54.7 GJ/t		
その他可燃性天然ガス	38.4 GJ/千m3		

※ 表にない「熱量換算係数」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第4条の方法による係数を参照。

※ 経過措置により、旧様式で報告する場合は、計画書制度改正前の係数を使用。

#### ● エネルギー起源二酸化炭素算定対象エネルギーの排出係数一覧(改正予定の温対法の参考値)

エネルギーの種類	熱量換算係数	排出係数
輸入原料炭	28.7 GJ/t	0.246 tC/GJ
コークス用原料炭	28.9 GJ/t	0.245 tC/GJ
吹込用原料炭	28.3 GJ/t	0.251 tC/GJ
輸入一般炭	26.1 GJ/t	0.243 tC/GJ
国産一般炭	24.2 GJ/t	0.242 tC/GJ
輸入無煙炭	27.8 GJ/t	0.259 tC/GJ
石油コークス	29.0 GJ/t	0.299 tC/GJ
石油コークス、FCCコーク	34.1 GJ/t	0.248 tC/GJ
コaltar	37.3 GJ/t	0.209 tC/GJ
石油アスファルト	40.0 GJ/t	0.204 tC/GJ
コンデンセート(NGL)	34.8 GJ/kl	0.183 tC/GJ
原油(コンデンセート(NGL)を除く)	38.3 GJ/kl	0.190 tC/GJ
揮発油	33.4 GJ/kl	0.187 tC/GJ
ナフサ	33.3 GJ/kl	0.186 tC/GJ
ジェット燃料油	36.3 GJ/kl	0.186 tC/GJ
灯油	36.5 GJ/kl	0.187 tC/GJ
軽油	38.0 GJ/kl	0.188 tC/GJ
A重油	38.9 GJ/kl	0.193 tC/GJ
B・C重油	41.8 GJ/kl	0.202 tC/GJ
灯油	40.2 GJ/kl	0.199 tC/GJ
液化石油ガス(LPG#1)	50.1 GJ/t	0.183 tC/GJ
石油系炭化水素ガス	46.1 GJ/千m3	0.144 tC/GJ
液化天然ガス(LNG)	54.7 GJ/t	0.139 tC/GJ
天然ガス(液化天然ガス(LNG)を除く)	38.4 GJ/千m3	0.139 tC/GJ
コークス炉ガス	18.4 GJ/千m3	0.109 tC/GJ
高炉ガス	3.23 GJ/千m3	0.264 tC/GJ
発電用高炉ガス	3.45 GJ/千m3	0.264 tC/GJ
乾炉ガス	7.53 GJ/千m3	0.420 tC/GJ
都市ガス	事業者ごとの係数	事業者ごとの係数
廃タイヤ	33.2GJ/t	0.135 tCO2/GJ
廃プラスチック類(一般廃棄物)	29.3GJ/t	0.262 tCO2/GJ
廃プラスチック類(産業廃棄物)	29.3GJ/t	0.239 tCO2/GJ
廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く)		
廃油(植物性のもの及び動物性のものを除く)から製造された燃料炭化水素油	40.2GJ/kl	0.179 tC/GJ
廃プラスチック類から製造された燃料炭化水素油	38.0GJ/kl	0.188 tC/GJ
RPF	26.9GJ/t	0.166 tC/GJ
RDF	18.0GJ/t	0.170 tC/GJ

また省エネ法や温対法改正に合わせ、新様式では、エネルギーの種類、熱量換算係数及び排出係数についても、変更しております。

なお、温対法については、計画書制度提出時期の令和5年度夏の改正が予定されている状況ですので、見込みの参考値として記載しております。

原油換算エネルギー使用量及び、エネルギー起源の二酸化炭素の排出量の算定に用いる熱量については、令和5年度に改正した省エネ法に規定する方法により、換算するとしており、新様式には、改正した省エネ法の熱量換算係数を記載しております。但し、表にあります新様式に記載のエネルギーの熱量換算係数については、計画書制度において頻繁に使われるエネルギーに絞って記載しておりますので、その他の表にない「熱量換算係数」については、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則第4条の方法による係数を参照してください。

また改正予定の温対法の参考値となりますが、エネルギー起源二酸化炭素算定対象エネルギーの排出係数一覧も記載しております。こちらの表は、熱量換算係数と違い、抜粋版ではなく、こちらの表にある燃料等が、算定対象となりますので、表にない燃料等についてはCO2排出量を算定していただく必要があります。また廃タイヤや廃プラスチック類は、排出係数の単位がことなり、計算式も異なりますので、ご注意ください。ご不明の際はお問い合わせいただければと思います。

こちらの係数は、主なエネルギーの種類については、すでに新様式には反映しておりますので、使用量を入力していただければ、自動計算により算定されます。また経過措置により、旧様式で報告する場合は、計画書制度改正前の係数を使用ください。

## 【2】様式の改正箇所、作成・活用方法について

### 設備更新に係る別表の追加(様式1-④、2-④)

- 次の①～③に掲げる設備をエネルギーの種類毎に記入する。なお、本計画書の計画期間以降の更新予定年月の場合も記入する。
  - ①化石燃料を使用している設備
  - ②電気を使用している設備のうち使用量が比較的大きい主要設備(出力、能力から推計される場合も含む。)
  - ③①及び②以外で使用年数が10年を超過した設備

<計画>

別表1-④ 排出量の多い化石燃料等使用設備の更新時期の見える化

No.	エネルギーの種類	事業所名称	設備名称	年間燃料使用量又は出力能力	設置年月	数量	更新予定年月	備考
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

<報告>

別表2-④ 設備の更新状況の見える化

No.	エネルギーの種類	事業所名称	設備名称	年間燃料使用量又は出力能力	設置年月	数量	更新予定年月	更新等の実施状況(更新時期・内容等)
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								

排出源となる設備の更新時期の把握し、設備改修の検討材料や支援機関との相談等のための基礎資料として活用できるとともに、設備更新の適切な実行を管理する。

新様式を活用することで、温暖化ガス削減に向け「いつ」「何」をすればよいか、もれなく把握することができる。

※ 新様式の提出についての経過措置は設けられていますが、ゼロカーボンに向けた課題を見える化することができますので、新様式の積極的な活用をお願いします。

6

続いて、今回新しく追加されました、設備更新に係る『別表1-④、2-④』について、説明します。

まず、計画において記載いただくのが『別表1-④』で、排出量の多い化石燃料等使用設備の更新時期の見える化できる一覧表となります。そして報告において、記載いただくのが『別表2-④』で、計画に記載いただいた設備の更新状況の見える化できる一覧表です。こちら『別表1-④』の色付きセルに記載いただければ、自動的に『別表2-④』に転記されますので、報告の際は更新等の実施状況のみを入力いただければ結構です。

この『別表1-④、2-④』には、以下の①～③に掲げる設備をエネルギーの種類毎に記入することとなっております。なお、本計画書の計画期間以降の更新予定年月の場合も記入をお願いします。

記入対象となる設備は、

- ①化石燃料を使用している設備
- ②電気を使用している設備のうち使用量が比較的大きい主要設備
- ③①及び②以外で使用年数が10年を超過した設備

です。なお、こちらの別表は、あくまで事業者自らが、CO<sub>2</sub>排出量が多い設備と更新時期を把握・管理していただくためのものですので、記載にあたっては脱炭素化の視点で設備を確認いただき、可能な限りの範囲で記載いただければ結構です。

このように『別表1-④、2-④』により、排出源となる設備の更新時期の把握し、設備改修の検討材料や支援機関との相談等のための基礎資料として活用できるとともに、設備更新の適切な実行を管理することが可能です。

つまり新様式を活用することで、温暖化ガス削減に向け「いつ」「何」をすればよいか、もれなく把握することができるようになります。

今回の改正は、新様式の提出についての経過措置は設けられていますが、説明した様々な改正内容により、ゼロカーボンに向けた課題を見える化することができる様式となっておりますので、ぜひとも新様式の積極的な活用をお願いします。

## 【2】様式の改正箇所、作成・活用方法について

### 作成にあたって参考となる資料

- 事業活動温暖化対策計画書・報告書の入力手順書

(<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/49/71997.html>)

「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」ホームページからダウンロード。

- -2023年度版-省エネルギー法 定期報告書・中長期計画書(特定事業者等)記入要領

([https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saving/enterprise/factory/support-tools/](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/factory/support-tools/))

各燃料の熱量換算係数、電気の熱量換算係数、別添資料として都市ガス各社の熱量換算係数が記載。

- 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル

(<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>)

エネルギー起源の二酸化炭素の排出係数が記載。

- 電気事業者別排出係数(特定排出者の温室効果ガス排出量算定用) -R3年度実績-

(<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/calc>)

電気事業者各社の基礎排出係数が記載。※R4年度報告にはR3年度実績による基礎排出係数を使用

最後に、計画書等を作成するにあたって、参考となる資料を紹介します。

まず、「事業活動温暖化対策計画書・報告書の入力手順書」です。こちらは「熊本県地球温暖化の防止に関する条例」ホームページからダウンロードすることができます。実際に様式に入力する箇所等を記載しておりますので、作成時にご参照ください。

次に、省エネルギー法定期報告書・中長期計画書(特定事業者等)記入要領です。こちらには、各燃料の熱量換算係数、電気の熱量換算係数、また別添資料として都市ガス各社の熱量換算係数が記載しております。様式に記載のない燃料等を使用の際や、算定方法が不明な場合には参照ください。

CO2排出量の算定については、温対法の温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルを参照いただきたいと思いますが、温対法については、令和5年度に改正予定であり、今回説明した改正後の排出係数の参考値など、現行の温対法と異なる点もございますのでご注意ください。

また電気事業者別排出係数については、電力会社各社や環境省のホームページで公表されておりますので、最新の値をご参照ください。計画書制度において使用いただく係数は、調整後ではなく、基礎排出係数となりますが、R5年度に提出いただく、R4年度実績報告の算定には、電力会社のR3年度実績による基礎排出係数を使用することになりますのでご注意ください。

その他、ご不明点等ございましたら熊本県環境立県推進課までお問い合わせをお願いします。